

## ○第249回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和4年1月20日（木） 10:00～11:07

### 議事概要

#### （1）動物用医薬品（チオプロニン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「チオプロニンは、評価の考え方<sup>注</sup>の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）

#### \* チオプロニン：

牛や馬の肝臓疾患用剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

#### （2）暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価におけるQSAR利用について

1成分（トリブロムサラン）については、QSARツールを用いた予測結果とその仮判定の提出をQSAR変異原性評価チームに依頼することとなった。QSAR予測結果の分類方針については、偽陰性を極力避ける観点から、より保守的な分類による仮判定を依頼することとなった。